

富士川町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (24年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 23年度の人件費率
24年度	16,435人	千円 7,434,380	千円 374,439	千円 1,268,303	17.10%	16.87%

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				(参考)一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
24年度	人 160	千円 581,335	千円 65,665	千円 203,821	千円 850,821	千円 5,318	千円 5,612

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数は、24年4月1日現在の人数である。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含まない。

(3) 特記事項

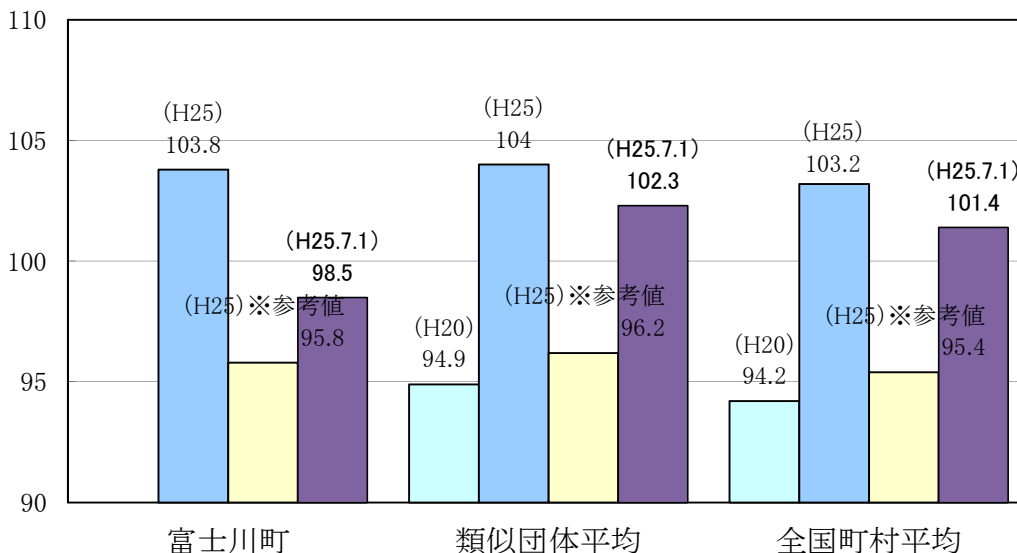
(給与減額の状況)

国の要請等を踏まえた減額処置の取り組み	減額実施期間又は減額を実施していない場合はその理由
実施	平成25年7月1日～平成26年3月31日
抑制済又は減額措置の内容	
(給与)H25. 4. 1ラスパイレ指数103. 8・参考数値95. 8、減額時ラスパイレ指数98. 5 (手当)管理職手当、月額100分の7減額措置	

(その他)

平成22年3月8日に旧増穂町と旧鯉沢町が合併し、富士川町となる。

(4) ラスパイレ指数の状況（各年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレ指数とは、全国一般行政職の給与月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレ指数を単純平均したものである。
 3 「参考値」は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定・臨時特例法による給与減額措置が無いとした場合の値である。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（25年4月1日現在）

① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
富士川町	40.9 歳	306,700 円	387,500 円	381,100 円
山梨県	43.2 歳	339,136 円	417,943 円	376,656 円
国	42.8 歳	307,220(332,446) 円	—	376,257(405,463) 円
類似団体	42.5 歳	316,601 円	361,874 円	342,511 円

② 技能労務職

区分	公務員					民間			参考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間の 類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
富士川町	53.6 歳	8 人	258,600 円	299,100 円	295,400 円	—	—	—	—
うち学校給食	58.8 歳	2 人	273,700 円	290,800 円	286,700 円	調理員	44.3 歳	270,600 円	1.04
うちその他	51.8 歳	6 人	253,600 円	290,800 円	287,100 円	—	—	—	—
山梨県	49.8 歳	142 人	345,623 円	396,779 円	371,367 円	—	—	—	—
国	49.9 歳	3,272 人	272,119 (286,850) 円	—	309,534 円	—	—	—	—
類似団体	48.8 歳	12 人	288,301 円	310,962 円	299,756 円	—	—	—	—

区分	参考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員(C)	民間(D)	C/D
富士川町	—	—	—
うち学校給食	4,461,134 円	3,646,600 円	1.22

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(平成22～24年の3ヶ年平均)

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を1.2倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与額の額を加えた試算値である。

③ 看護保健職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
富士川町	36.6 歳	276,470 円	307,400 円	303,500 円
山梨県	42.6 歳	353,201 円	396,779 円	371,367 円
国	46.0 歳	299,098(314,592) 円	—	327,740(344,120) 円
類似団体	42.2 歳	305,738 円	345,635 円	316,742 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、24年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。

3 国家公務員欄における「平均給料月額」及び「平均給与月額」及び「平均給与月額(国ベース)」の括弧書きは、給与改定特例法による措置がないとした場合の値(減額前)である。

(2) 職員の初任給の状況（25年4月1日現在）

区分		富士川町	山梨県	国
一般行政職	大学卒	172,200 円	178,800 円	163,987(172,200) 円
	高校卒	140,100 円	144,500 円	133,418(140,100) 円
技能労務職	高校卒	137,200 円	146,700 円	—
	中学卒	129,200 円	129,200 円	—
看護保健職	大学卒	198,300 円	206,900 円	—
	短大卒	188,900 円	— 円	—

(注) 国家公務員欄における括弧書きは、給与改定特例法による措置がないとした場合の値(減額前)である。

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（25年4月1日現在）

区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	250,550 円	294,600 円	320,300 円
	高校卒	円	円	(21年)299033 円
技能労務職	高校卒	円	円	円
	中学卒	円	円	円
看護保健職	大学卒	254,800 円	(16年)303,300 円	325,900 円
	高校卒	円	円	円

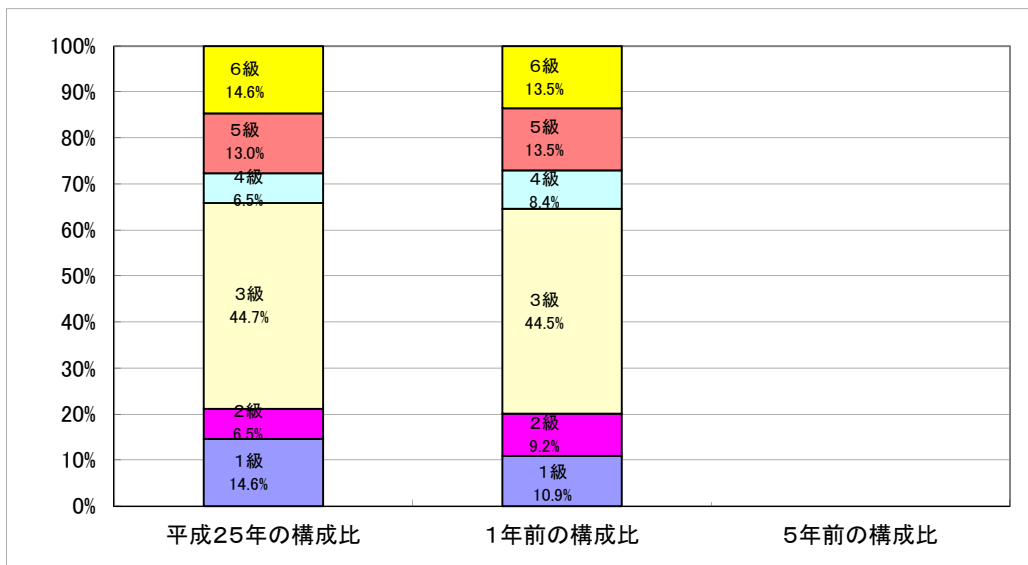
* 該当者がいない場合は、()の勤続年数の平均を記載

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（25年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の 給与月額	最高号給の 給与月額
6 級	会計管理者 課長 局長 参事	18 人	14.6 %	320,600 円	423,000 円
5 級	課長補佐 調整主幹	16 人	13.0 %	289,200 円	401,000 円
4 級	主幹	8 人	6.5 %	261,900 円	388,600 円
3 級	主査 副主査	55 人	44.7 %	222,900 円	355,000 円
2 級	主任	8 人	6.5 %	185,800 円	308,100 円
1 級	主事	18 人	14.6 %	135,600 円	243,700 円

- (注) 1 富士川町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 昇給への勤務成績の反映状況

○平成25年度より管理職に導入、今後その他職員にも導入予定

職員の勤務成績に応じて決定される昇給の区分により5段階に評価し決定する。

- (1) 勤務成績が特に良好である職員 次に掲げる職員のいずれに該当するかに応じ、次に定める昇給区分
 ア 勤務成績が極めて良好である職員 A イ アに掲げる職員以外の職員 B
 (2) 勤務成績が良好である職員 C (3) 勤務成績がやや良好でない職員 D
 (4) 勤務成績が良好でない職員 E

昇給区分	適用年齢	A	B	C	D	E
昇給の号給数	55歳未満	8	6	4(3)	2	0
	55歳以上	2	1	0	0	0

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

富士川町	山梨県	国
1人当たり平均支給額(24年度) 1,310 千円	1人当たり平均支給額(24年度) 1,495 千円	—
(24年度支給割合) 期末手当 2.6 月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.35 月分 (0.65)月分	(24年度支給割合) 期末手当 2.6 月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.35 月分 (0.65)月分	(24年度支給割合) 期末手当 2.6 月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.35 月分 (0.65)月分
(加算措置の状況) 役職加算 5%~15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5%~20% 管理職加算 10%~25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5%~20% 管理職加算 10%~25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況（一般行政職）

人事評価制度を導入しているが、勤勉手当への適用は未定

(2) 退職手当（25年4月1日現在）

富士川町			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.03 月分	28.7875 月分	勤続20年	23.03 月分	28.7875 月分
勤続25年	32.83 月分	38.955 月分	勤続25年	32.85 月分	38.955 月分
勤続35年	46.55 月分	55.86 月分	勤続35年	46.55 月分	55.86 月分
最高限度額	55.86 月分	55.86 月分	最高限度額	55.86 月分	55.86 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 2%~20%加算		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 2%~20%加算	
1人当たり平均支給額	14,407 千円				

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、24年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当 該当なし

(4) 特殊勤務手当（25年4月1日現在）

支給実績(24年度決算)				242 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(24年度決算)				4,566 円
職員全体に占める手当支給職員の割合(24年度)				33.1 %
手当の種類(手当数)				6
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価	
防疫等作業手当	感染症の防疫に従事する職員	感染症患者の救護等	日額 1,000円	
災害出動手当	災害・火災現場へ出動した職員	災害現場への出動	日額 1,000円	
野犬狩従事手当	野犬狩に従事した職員	野犬狩	日額 1,000円	
動物死がい処理手当	動物の死がい処理に従事した職員	動物の死がい処理	日額 1,000円	
行路病人取扱手当	行路病人の保護に従事した職員	行路病人の保護・収容	日額 1,500円	
死体処理手当	死亡人の処理に従事した職員	死亡人の処理作業	日額 5,000円	

(5) 時間外勤務手当

支給実績(24年度決算)	19,708 千円
職員1人当たり平均支給年額(24年度決算)	123 千円
支給実績(23年度決算)	20,509 千円
職員1人当たり平均支給年額(23年度決算)	127 千円

(6) その他の手当 (25年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (24年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (24年度決算)
扶養手当	配偶者 13,000円 その他(配偶者あり) 6,500円 その他(配偶者なし) 11,000円 特定扶養加算 5,000円	同		14,868 千円	206,500 円
住居手当	借家等居住月額12,000円を超える家賃を支払う職員 上限27,000円	同		6,068 千円	242,720 円
通勤手当	通勤距離 片道2Km以上の職員 通勤距離に応じて 月額2,000円～24,500円	同		3,453 千円	39,689 円
管理職手当	課長補佐以上の管理職 6級4種 44,000円 6級5種 35,000円 5級5種 25,000円			12,841 千円	347,054 円
宿日直手当	宿直1日 4,200円			2,033 千円	18,481 円

5 特別職の報酬等の状況 (25年4月1日現在)

区分	給料	月額	額	等
給料	町 長	685,000 円	(参考)類似団体における最高/最低額 854,000 円 / 215,100 円	
	副町長	568,000 円	710,000 円 / 288,000 円	
	教育長	538,000 円		
報酬	議 長	230,000 円	420,000 円 / 226,500 円	
	副議長	180,000 円	360,000 円 / 180,000 円	
	議 員	158,000 円	345,000 円 / 157,000 円	
期末手当	市区町村長 副市区町村長 教育長	(24年度支給割合) 4.050 月分		
	議 長 副議長 議 員	(24年度支給割合) 3.15 月分		
退職手当	市区町村長 教育長	(算定方式) 給料 × 42/100 × 在任月数		(支給時期) 任期毎
	備 考	給料 × 20/100 × 在任月数		任期毎

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

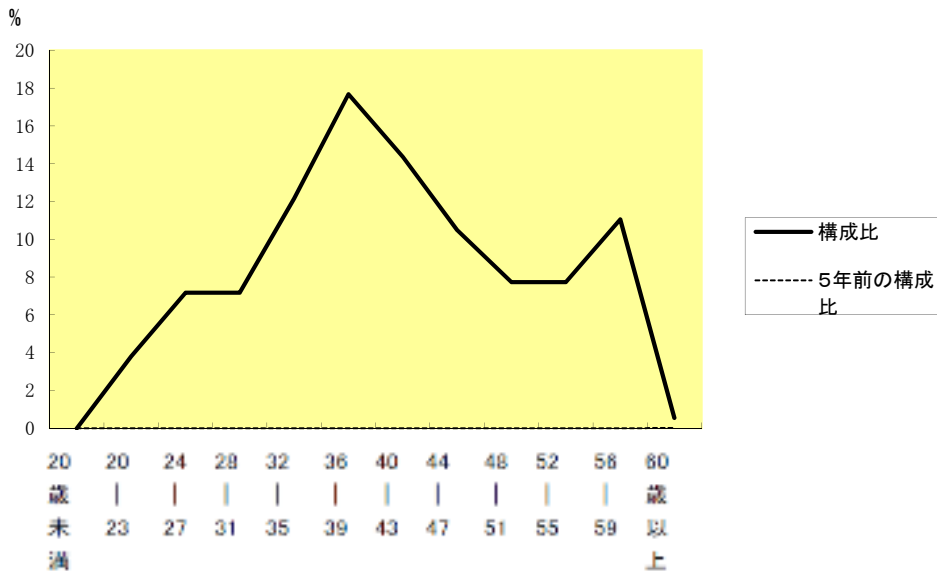
(1) 部門別職員数の状況

(各年4月1日現在)

区 分 部 門		職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由	
		平成24年	平成25年			
普通会計部門	一般行政部門	議会	3	3	0	業務増 業務増 業務増 事務の統合縮小 業務増 <参考> 人口1万人当たり職員数 91.88 人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 69.29 人)
		総務	49	51	2	
		税務	9	10	1	
		農水	8	8	0	
		商工	9	11	2	
土木		10	10	0		
民生衛生		43	42	△1		
計	144	151	7			
	教育部門	17	14	△3	退職不補充 <参考> 人口1万人当たり職員数 100.40 人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 88.39 人)	
	小 計	161	165	4		
公等 営会 企計 業部門	上下水道	8	8	0	退職不補充	
	その他	9	8	△1		
	小 計	17	16	△1		
合 計		178 [189]	181 [189]	△2	<参考> 人口1万人当たり職員数 110.13 人	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況 (25年4月1日現在)



区 分	20歳 未満	20歳 23歳	24歳 27歳	28歳 31歳	32歳 35歳	36歳 39歳	40歳 43歳	44歳 47歳	48歳 51歳	52歳 55歳	56歳 59歳	60歳 以上	計
職員数	0人	7人	13人	13人	22人	32人	26人	19人	14人	14人	20人	1人	181人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別	年度	20年	21年	22年	23年	24年	25年	過去5年間の増減数(率)
一般行政		135	134	146	148	144	151	16 (11.9%)
教育		27	24	18	15	17	14	△13 (△48%)
消防								
普通会計		162	158	164	163	161	165	△3 (△1.9%)
公営企業等会計		31	29	21	17	17	16	△15 (△48.4%)
総合計		193	187	185	180	178	181	△12 (△6.2%)

- (注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。
2 20年から21年については、合併前の旧増穂町、旧鯉沢町の合計職員数。